

**○国家公安委員会告示第十一号**

次の公告大量破壊兵器関連計画等関係者について、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第十二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第三条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年三月十五日

国家公安委員会委員長 松村 祥史

**1 名簿記載者公告番号DE-54（ミニストリー・オブ・ザ・ピープルズ・アームド・フォースィーズ（MINISTRY OF THE PEOPLE'S ARMED FORCES）****(1) 変更前**

名称 ミニストリー・オブ・ザ・ピープルズ・アームド・フォースィーズ（MINISTRY OF THE PEOPLE'S ARMED FORCES）

別名 エム・ピー・イー・エフ（MPAF）

旧名称 不明

名簿に記載された年月日 2017年12月22日

**(2) 変更後**

名称 ミニストリー・オブ・ナショナル・ディフェンス（MINISTRY OF NATIONAL DEFENCE）

別名 ミニストリー・オブ・ディフェンス（MINISTRY OF NATIONAL DEFENSE；MINISTRY OF DEFENCE；MINISTRY OF DEFENSE）

旧名称 ミニストリー・オブ・ザ・ピープルズ・アームド・フォースィーズ（エム・ピー・イー・エフ）（MINISTRY OF THE PEOPLE'S ARMED FORCES（MPAF））

名簿に記載された年月日 2017年12月22日（2024年3月7日に改訂）